

## II 深化する兼業

### 1 第2種兼農家ほぼ7割に

#### (1) 専兼別構成比は都府県並

本県の専業農家の割合は18.0%、1兼農家は13.7%、そして2兼農家は68.3%と農家の3分の2は2兼農家であり、この構成割合は都府県とほとんど変わらない。

ただし、平成7年に対する12年の変化の程度をみると、まず専業農家については、構成比の伸びが都府県に比べ本県の方が低い。1兼農家については、構成比が共に落ちているが、その程度は、都府県に比べて本県の方が高い。更に2兼農家のそれは、都府県よりも本県の方がかなり大きい。すなわち、この間の2兼化へのテンポは、都府県よりも本県の方が大きいということになる。

#### (2) 2兼農家は恒常的勤務が45%

2兼農家の構造は、恒常的勤務が44.6%、世帯主農業主が29.4%とこれら二つの形態で7割強を占めている。傾向的には、日雇・臨時雇、自営兼業を含めて、都府県平均に近似しているが、ただ「世帯主農業主」の割合が高い点は、東京都や神奈川県、埼玉県、大阪府等の大都市型2兼構造にあるといえる。

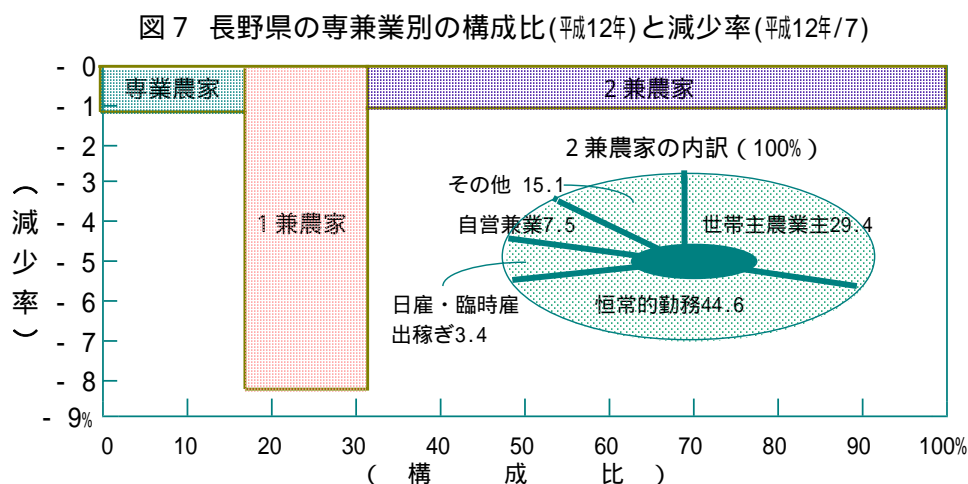


表3 専兼業別農家の構成比

単位：%

		構成比			増減( )年率	
		平成2年	7	12	7/2年	12/7
都府県	計	100.0	100.0	100.0	2.1	2.5
	専業農家	14.7	15.2	17.5	1.3	0.2
	1兼農家	13.4	18.2	14.3	0.6	7.1
	2兼農家	71.9	66.6	68.2	2.6	2.0
長野県	計	100.0	100.0	100.0	1.7	2.7
	専業農家	14.4	16.5	18.0	0.2	1.1
	1兼農家	11.7	18.5	13.7	1.0	8.3
	2兼農家	73.9	65.0	68.3	2.5	1.0

(注) 1 構成比については、平成2年は全農家、平成7年及び12年は販売農家。

2 増減年率の7/2年は、全農家、12/7は販売農家の対比。

## 2 都府県を下回る主業農家割合

### (1) 主業農家 2 割を下回る

主業農家の割合は、都府県の20.0%に対して長野県は18.1%と若干ながら下回っている。反面、副業的農家は、都府県の53.8%を上回る55.5%となっており、長野県の農家の方がやや副業的な色合いが強い。

### (2) 主業農家 2 割を下回る

これら主副業農家が平成7年から12年にかけてどのように構造変化したか、関連表から追ってみる。

ア 主業農家は平成7年の23,140戸が12年には16,164戸に30.1%（年率6.9%）減少している。

この23,140戸中、そのまま主業農家として残った農家は12,704戸（54.9%）、準主業農家になった農家が3,500戸（15.1%）、副業的農家になったものが6,270戸（27.1%）、自給的農家になったものが666戸（2.9%）である。

イ 反面、副業的農家46,773戸については、そのまま副業的農家として残った割合が64.9%、自給的農家になった割合が18.5%となっており、主業農家や準主業農家に格上げした割合は16.6%にすぎない。

ウ これを総農家（継続131,276戸）で見ると、現状維持が65.6%、格下げが21.4%、格上げが10.3%となっており、その相対変化は、ほぼ7：2：1の割合となっている。

表4 主副業別農家の状況（販売農家）

単位：戸

	計	主業農家		準主業農家		副業的農家
			うち、65歳未満専従者		うち、65歳未満専従者	
都府県	2,274,298	455,267	395,215	594,924	194,087	1,224,107
構成比	100.0	20.0	17.4	26.2	8.5	53.8
長野県	90,401	16,348	14,913	23,906	9,973	50,147
構成比	100.0	18.1	16.5	26.4	11.0	55.5

表5 主副業別関連表（継続農家）

単位：戸

区分	平成12年					
	主業農家	準主業農家	副業的農家	自給的農家	計	
平成7年	主業農家	12,704	3,500	6,270	666	23,140
	準主業農家	2,444	12,611	10,230	2,285	27,570
	副業的農家	884	6,868	30,379	8,642	46,773
	自給的農家	132	685	2,546	30,430	33,793
	計	16,164	23,664	49,425	42,023	131,276

(注) 1 平成7年の農家数は、継続農家131,276 + 離農世帯17,104戸 + 不明世帯698戸 = 149,078戸。

2 平成12年の農家数は、継続農家131,276 + 新設農家2,312戸 + 不明世帯2,445戸 = 136,033戸。

### 3 兼業化の下で多投入型の労働

#### (1) 自営農業従事者の72%は2兼農家

ア 自営農業に従事した総世帯員の内訳をみると、専業農家は13.0%、1兼農家が14.6%、2兼農家が72.4%となっており圧倒的に2兼農家が占めている。

イ その従事日数は、当然ながら業態によって差が大きく、専業農家は150日以上の従事者が68.4%、次いで1兼農家が59.1%となっている。2兼農家については、29日以下の従事者が最も多く42.4%を占めているが、一方、150日以上従事する世帯員も18.2%と2割近くに及んでいる。

#### (2) 都府県を上回る従事日数

ア この実態を都府県と比較してみると、長野県については、150日以下の従事世帯員が都府県を下回っている反面、150日以上従事する世帯員は、専業農家で6.7ポイント、1兼農家が6.1ポイント、2兼農家5.0ポイントそれぞれ上回っている。

イ いま、従事日数の各階層別の中央値と階層別の従事者割合から1人当たりの労働投入量を推計すると、専業農家については、都府県の163日に対して長野県のそれは175日、1兼農家は、都府県の144日に対して長野県は151日、2兼農家は、都府県の67日に対して長野県は75日といずれも上回っており、平均して7.2%の過就労の状況にある。

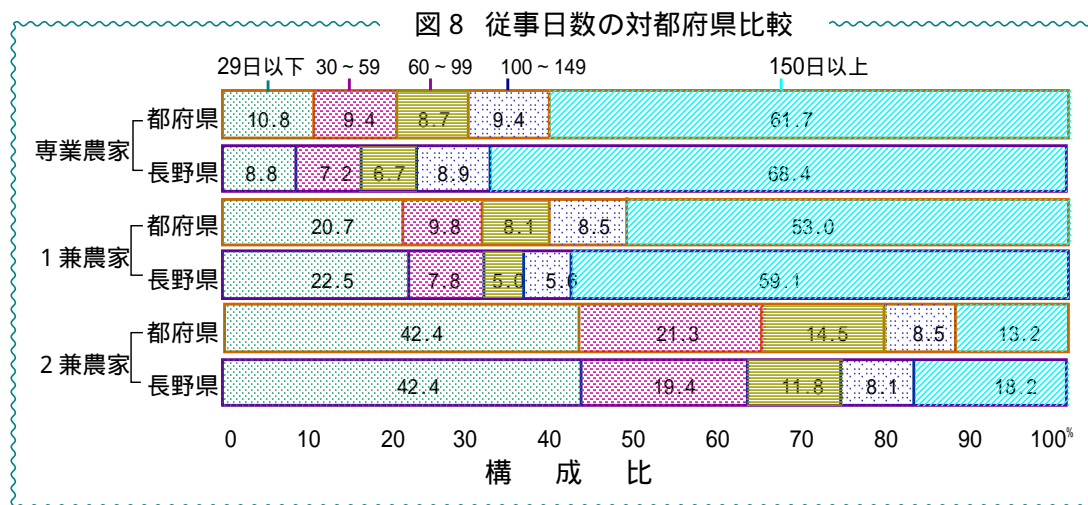


表6 自営農業に従事した世帯員数と従事日数別構成比(長野県) 単位:人、%

	計	29日以下	30~59	60~99	100~149	150日以上	
専業農家	36,153	100.0	8.8	7.2	6.7	8.9	68.4
1兼農家	40,484	100.0	22.5	7.8	5.0	5.6	59.1
2兼農家	201,261	100.0	42.4	19.4	11.8	8.1	18.2
世帯主農業主	62,630	100.0	33.6	12.6	7.8	7.0	38.9
世帯主兼業主	107,386	100.0	46.1	22.6	13.7	7.7	10.0
その他	31,245	100.0	47.3	22.4	13.7	11.8	4.8

(注)構成比は、四捨五入の関係で端数がある。